

令和5年度渡嘉敷村観光PR事業に係る委託業務

企画提案コンペティション仕様書

令和5年5月

一般社団法人渡嘉敷村観光協会

## 1. 総則

### 1.1 業務の件名

令和5年度渡嘉敷村観光PR事業委託業務

### 1.2 仕様書の目的

本仕様書は、一般社団法人渡嘉敷村観光協会（以下「甲」という）が受託事業業者に委託する本業務に関する使用を示すものとする。

## 2. 業務概要

### 2.1 業務の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により激減した観光入域者数を回復させるため、島観光の魅力を発信する動画を制作して広く発信するとともに、観光客や住民を広く巻き込んだフォトコンテストを開催するとともに、その一連の取り組み過程を含めて既存の「トカシキフィルム」を活用しリアルタイムに発信することで、多くの人に渡嘉敷島の魅力を伝えて来島者数の増加に資することを目的とする。

### 2.2 業務の内容

#### 1) 観光プロモーション動画の制作

##### ① 宿泊型観光プラン訴求映像制作

子育て世代が子供と一緒に楽しめる渡嘉敷島。（3分以上、2タイプ）

##### ② 制作した動画の効果的なPR方法の提案。

#### 2) フォトコンテスト、セミナーの開催

- ・ 慶良間諸島で撮影された写真やムービーを募集。審査員による審査結果の発表、表彰式のフォト&ムービーフェスティバルの開催
- ・ 中学生を対象としたムービーセミナーの開催。

#### 3) 新テクノロジー体験イベントの開催

村民を対象にドローン操作の講習を実施するイベント企画・開催の実施

### 2.3 委託期間

契約締結日の翌日から 令和5年12月31日まで。

## 2.4 提案総額の上限

委託予算の上限は13,200,000円（消費税及び地方消費税を含む）の範囲内とする。但し、この金額は企画提案のために提示した金額であり、実際の契約金額とは異なる。

## 3 要求仕様

### 3.1 企画提案内容

#### 1) 観光プロモーション動画の制作

①宿泊型観光プラン訴求映像制作（3分以上、2タイプ）。

②制作した動画の効果的なPR方法の提案。

※決定した場合の動画制作留意事項

##### ・企画・構成

提案内容を基に、甲と協議を行い、内容を決定する。

決定した内容を基に、動画の構成、フォトコンテストイベント企画を作成する。

##### ・撮影

企画構成に基づき、動画の制作に必要な映像の撮影を行う

なお、次の内容は委託業務に含むものとする。

1)資料・素材の収集

2)肖像権や著作権について必要な手続き

3)出演者、協力者、撮影地への交渉・許可

4)使用料、出演料、交通費、謝礼等撮影に必要な費用の負担

#### ③編集

撮影した映像の加工、編集、音楽、ナレーション、テロップの挿入等の編集作業を行う。動画の完成までに、甲による内容確認及び修正を行うものとする。

#### ③制作内容及び再生時間

再生時間は以下の通りとする。

A, 本編（3分以上、2タイプ）

B, 簡略版（1分程度 2タイプ）

#### 2) フォトコンテストの開催

1、フォトコンテストの企画、運営。

2、フォトコンテストの告知方法の提案。

- 3、フォトコンテストのアーカイブ映像の制作。
- 4、学生に対するムービーセミナーの開催。

### 3) 新テクノロジー体験イベントの開催

- 1、村民対象にドローン講習の実施
- 2、プロドローン操縦者による撮影デモンストレーション

### 4) PR効果の測定・検証

### 5) 業務完了報告書の作成

## 3.2 見積書の項目

企画案ごとに分けて見積もることとし、可能な限り明細が分かるように記載すること。

### ■基本項目

- 1、観光プロモーション動画の制作
- 2、フォトコンテストの開催
- 3、新テクノロジー体験イベントの開催
- 4、事業完了報告書の作成
- 5、消費税（10%）
- 6、その他経費（人件費等）

※すべて小数点以下切り捨てとすること

## 4. 著作権・特許等

企画提案書に特段の記載がない場合、本業務に関する著作権等は次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 納品された成果物（動画）、本業務に関する企画提案書等の著作（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む。）はすべて甲に譲渡するものとする
- (2) 第三者が権利を有している映像・画像・音楽等を使用する場合は、事前に権利者から二次利用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託事業者が行うこと。
- (3) 制作にあたっては、肖像権、意匠権、著作権及びその他の権利等について撮影前に甲の了承を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担は受託事業者が行うこと。
- (4) 撮影する際の肖像権については事前に同意を得ること。
- (5) 映像・音楽等の著作権・肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、

受託事業者の責任において対応し、甲は責任を負わないものとする。

(6) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権は、甲が保有するものとする。

(7) 受託事業者自ら作成・制作した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。

## 5. 注意事項

提案内容については、以下の点に留意すること。

- ・ 契約候補者として選定された場合においても、提案のあった企画の内容をすべて実施することを保証するものではない。
- ・ 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の契約の仕様書とは異なる場合がある。
- ・ 本仕様書に記載の業務内容は、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。
- ・ 業務を実施するにあたり、本事業全体を統括し必要に応じて甲と速やかに連携を行うなど事業を円滑に履行することが出来るよう、担当者1名以上配置すること。

## 6. その他

本仕様書に規定のない事項について疑義が生じたときは、甲と受託事業者が協議の上決定する。

## 別添資料

### 「令和5年度渡嘉敷村観光PR事業」に係る委託業証票書類一覧

本事業に係る費用内訳およびその支払いを証明する証票書類は以下の内容とし、それぞれ1部提出すること。

- ① 納品書（物品の納品がある場合）
- ② 請求書（それぞれの領収書に付属するものとして提出
- ③ 領収書（領収書がない場合は銀行振込証明書でも可）
- ④ 人件費（業務内容が明記された業務日報または出勤簿等）
- ⑤ その他必要根拠資料等

※領収書および銀行振込証明書に関して は そのいずれかを請求書とセットで提出すること。

※電子的な方法による支払いを行う場合は、金融機関のシステム上で振り込みが「完了」していることを示せるものも銀行振込証明書と同等に扱うものとする

問い合わせ・書類提出先

一般社団法人渡嘉敷村観光協会

担当／田中

〒901-3501沖縄県島尻郡渡嘉敷村字渡嘉敷346

TEL098-987-2332

E-mail: kerama@tokashiki.info